

平成19年1月22日

職業安定分科会

分科会長 諏訪 康雄 殿

雇用保険部会

部会長 諏訪 康雄

「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について

平成19年1月9日付け厚生労働省発職第0109001号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本部会は、下記のとおり報告する。

記

標記については、審議の結果、厚生労働省案は、おおむね妥当と認めるとの結論を得た。

なお、労働者側委員より、特例一時金の見直しについて、当該給付を受ける者の現状等を考慮し、給付水準を維持すべきであるとの意見があった。



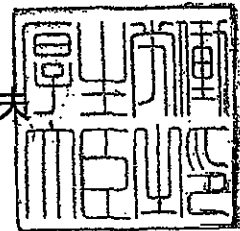
厚生労働省発職第 0109001 号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

厚生労働省設置法第9条第1項第1号の規定に基づき、別紙「雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成19年1月9日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫



雇用保険法等の一部を改正する法律案要綱

第一 雇用保険法の一部改正

一 被保険者資格区分の改正

一般被保険者及び高年齢継続被保険者に係る短時間労働被保険者とそれ以外の被保険者の区分を廃止し、被保険者資格を一本化するものとする。

二 基本手当の受給資格要件の改正

一般被保険者の基本手当の受給資格要件について、その離職が倒産等に伴うものである者として厚生労働省令で定めるもの又は解雇その他の厚生労働省令で定める理由により離職した者については、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して六箇月以上であることとし、それ以外の者については、離職の日以前二年間に被保険者期間が通算して十二箇月以上であることとし、被保険者期間の計算については、一月間に賃金の支払の基礎となる日が十一日以上である期間を一箇月として計算するものとする。

三 特例一時金の改正

特例一時金の支給額を、基本手当の日額の三十日相当分とすること。ただし、当分の間は基本手当の日額の四十日相当分とすること。

四 教育訓練給付の適正化等

(一) 教育訓練を行った者への返還命令等

偽りその他不正の行為により失業等給付の支給を受けた者と連帯して不正受給額の返還又は納付額の納付を命ぜられる対象として、偽りの証明等をした教育訓練給付に係る教育訓練を行った者を加えるものとする。

(二) 教育訓練を行う者からの報告徴収

報告徴収の対象に、教育訓練給付に係る教育訓練を行う者を加えるものとする。

(三) 受給資格要件の暫定措置

当分の間、教育訓練給付を受けたことがない者に限り、教育訓練を開始した日までの間に支給要件期間が一年以上あれば、教育訓練給付の支給を受けることができるものとする。

五 育児休業給付の改正

(一) 育児休業基本給付金の支給と基本手当に係る算定基礎期間の算定の調整

育児休業基本給付金の支給を受けた期間について、基本手当の所定給付日数に係る算定基礎期間の算定から除くものとする。

(二) 育児休業者職場復帰給付金の額の暫定措置

平成二十二年三月三十一日までに育児休業基本給付金の支給に係る育児休業を開始した被保険者については、育児休業者職場復帰給付金の額を、育児休業基本給付金の支給日数に、休業開始時賃金日額の百分の二十に相当する額を乗じて得た額とすること。

六 雇用保険三事業の改正

(一) 雇用福祉事業の廃止

雇用福祉事業を廃止すること。

(二) 雇用安定事業等の対象の明確化

雇用安定事業及び能力開発事業の対象として、被保険者になろうとする者を規定すること。

七 国庫負担の改正

(一) 高年齢雇用継続給付に係る国庫負担の廃止

高年齢雇用継続給付に要する費用に係る国庫負担は、平成十九年度から廃止するものとする。

(二) 国庫負担に関する暫定措置

失業等給付に要する費用に係る国庫の負担額は、平成十九年度以後当分の間については、国庫が負担すべきこととされている額の百分の五十五に相当する額とすること。

第二 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正

一 失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の範囲の改正

労働保険特別会計の雇用勘定の積立金の状況による失業等給付に係る雇用保険率の変更は、毎年度判断し、基本の雇用保険率から千分の四の範囲で行うことができるものとする。

また、厚生労働大臣は、雇用保険率の変更に当たっては、失業等給付の支給に支障が生じないようにするために必要な額の積立金を保有するために配慮するものとする。

二 雇用保険三事業に係る雇用保険率の弾力的変更の制限の廃止

労働保険特別会計の雇用勘定の雇用安定資金の状況による雇用保険三事業に係る雇用保険率の変更に

ついて、当該雇用安定資金の状況に、雇用保険三事業に係る雇用保険率が変更されている期間内の当該雇用安定資金の状況も含むものとし、当該変更されている期間に係る変更も行えるものとする。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、平成十九年四月一日から施行するものとする。ただし、第一の一、二、三、四の(三)及び五については平成十九年十月一日から施行するものとする。

二 経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

三 関係法律の整備等

その他関係法律について所要の規定の整備等を行うものとする。